

Title	2005年3月欧州理事会の概要と評価
Sub Title	Outcome of the European Council of March 2005
Author	馬場, 隆治(Baba, Ryuji)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2005
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.3 (2005. 6) ,p.133- 147
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20050615-0133">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20050615-0133</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 2005年3月欧州理事会の概要と評価

馬 場 隆 治

1. はじめに
2. 結論文書の概要
3. 評 価
4. おわりに

### 1. はじめに

2005年3月22日、23日の2日間にわたって開催された欧州理事会の際に発出された結論文書 (conclusion)<sup>1)</sup> は、安定成長協定、リスボン戦略、持続可能な開発、気候変動、ITER、国連サミットに向けた準備、レバノンの7つの項目から構成され、欧州青少年協定 (European Youth Pact) 及びこの欧州理事会に先立ち3月20日に行われた経済・財務相理事会の報告書が附属されている。しかしながら、毎年春の欧州理事会は経済問題を主に扱うこととされており、今回の欧州理事会の主題は安定成長協定の見直し及びリスボン戦略の中間見直しであった。

以下、本稿では、まず結論文書の内容について概観する。その上で、安定成長協定及びリスボン戦略の中間見直しについては、その内容自体についての詳

---

1) 結論文書原文は、EUホームページ (<http://europa.eu.int/rapid/pressReleasesAction.do?reference=DOC/05/1&format=PDF&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>) より入手可能。

細は他の多くの論考<sup>2)</sup>に譲ることとし、本稿では、見直しのプロセスが欧州統合にとっていかなる意味合いを持つかに主眼を置いて述べてみたい<sup>3)</sup>。なお、筆者は現在欧州連合日本政府代表部に所属しているが、本稿の見解は筆者個人のものであることをお断りしておく<sup>4)</sup>。

## 2. 結論文書の概要

### (1) 安定成長協定

欧州理事会は、3月20日に行われた経済・財務相理事会（ECOFIN）の報告書を承認した。この報告書は、安定成長協定を改訂して完全なものとするものである。欧州理事会は、欧州委員会に対して理事会規則を修正するための提案を早急に行うよう要請した。

### (2) リスボン戦略の再始動：成長と雇用のためのパートナーシップ

#### (イ) 現状に即した戦略

リスボン戦略の策定から5年が経過したものの、その進捗状況は芳しくなく明らかに遅延が見られる。したがって、成長と雇用にその目標を絞り込み、速やかに同戦略を再始動しなければならない。そのためには、EUは、持続可能な発展を前提としつつ、経済、社会そして環境の3つの分野の相乗効果を目指して、全ての国内的な手段をはじめ、結束政策を含めた共同体の全ての手段を動員しなければならない。また、各国中央政府以外にも、各国議会、地域・地

---

2) リスボン戦略の見直しに関する分析については、八田善明著「欧州連合のリスボン戦略」EUの包括的構造改革と経済成長的側面について」（外務省調査月報2005年度第1号）などに詳しい。

3) 本稿の執筆をほぼ終えた5月中旬以降、フランス（5月29日）、オランダ（6月1日）における欧州憲法条約に関する国民投票の否定的結果、6月欧州理事会での中期財政見通しへの合意失敗など、欧州統合は大きな動きを示しているが、本稿は編集等の都合上、フランスにおける国民投票以前の事象を基に執筆することとした。

4) 本稿を執筆するに当たっては、ユーロコメントのルドロー所長及びEPCのパルマー政務部長の見解に多くの知見を得た。この場をお借りして感謝申し上げる。

方政府、ソーシャル・パートナー、市民の全てが積極的に関与しなければならない。さらに、2007年から13年までの中期財政見通しについても、本戦略の目的達成の観点からの手段を盛り込まなければならない。

欧州理事会は、「成長と雇用のための協働：リスボン戦略の新たな出発」と題する欧州委員会のコミュニケーション<sup>5)</sup>や、3月22日に開催されたソーシャル・パートナーとの三者サミット<sup>6)</sup>の取組みを歓迎した。

(ロ) 再始動の主要な要素

(i) 研究や教育、あらゆる形の技術革新を発展させることは、知識を付加価値に変容させ、より多くのより質の高い雇用を創出することを可能にするために重要なことである。研究開発分野における投資については、公共、民間両セクターの適正な比率とともに、GDP比3%の目標が維持される。

(ii) 第7次研究開発枠組計画は、競争力のために重要な分野での民間投資に誘引を与えることなどを通じて、全ての加盟国に資するものとなる。研究者の移動の自由や研究環境といった条件の改善により、欧州の研究の中心としての魅力が強化されなければならない。この観点から、欧州研究評議会(European Research Council)の創設によって先端技術研究と基礎研究の支援を行うことが重要である。

(iii) 加盟国レベルにおいてそれぞれの状況に応じて、技術革新的な中小企業の支援メカニズムの策定や産学共同研究の推進等のための政策を策定しなければならない。新たな共同体の競争力及び技術革新プログラム(The new Community Competitiveness and Innovation Programme)は、革新的な中小企業

---

5) 2005年2月2日に発出された、春の欧州理事会に向けた欧州委員会のコミュニケーション(「Working together for growth and jobs – A new start for the Lisbon Strategy」COM(2005)24)。

6) 欧州理事会に先立って行われた。欧州委員会及び現・次期議長国の代表者が出席し、リスボン戦略の見直しに関して、UNICE/UEAPME、CEEP、ETUC/Eurocadresから欧州委員会の取組みに対する強い支持が表明されている。

への融資メカニズムを提供することなどを通じてEU全域に原動力を与えなければならない。欧州理事会は、欧州技術院（European Technology Institute）の創設のための法案を提出するとの欧州委員会の意思に留意する。

（iv）欧州投資銀行は、研究開発関連融資のために、そのメカニズムの拡張を行わなければならない。また、万人のためのICT社会を推進するため、i 2010イニシアティブはICT分野、コンテンツ業界、ネットワーク・セキュリティにおける研究と技術革新に重点をおく。さらに、欧州理事会は、環境面での技術革新、環境系技術、資源の持続可能な管理等において、環境政策が成長、雇用及び生活水準に対して貢献することの重要性を強調した。

（v）エネルギー効率化は、競争力と持続可能な発展の観点より重要であり、欧州理事会は、同分野で欧州委員会がイニシアティブをとること、また、2005年にグリーンペーパーを取り纏めることを歓迎するとともに、欧州委員会及び加盟国に対して環境系技術についての行動計画を早急に実施することを要請した。

（vi）投資を促進し魅力的なビジネス環境及び勤務環境を提供するため、EUは域内市場を完成させなければならない。このための優先分野として、まず、成長と雇用を推進し競争力を強化する観点から、欧州社会モデルを維持しつつ、サービス分野における域内市場を全面的に機能させなければならない。サービス指令案<sup>7)</sup>がこの要求を十分には満たしていないことを示す現在の議論に照らし、欧州理事会は、立法プロセスの中であらゆる努力が払われることを要請する。また、REACH<sup>8)</sup>に関する合意については、中小企業の技術革新力に留

---

7) リスボン戦略の設定した目標を達成するために、今日においてはGDPの70%を占めるサービス分野における各種障壁を除去することなどを目的に欧州委員会が2004年3月5日に行った立法提案（Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on services in the internal market [ SEC( 2004 )21 ]）、当時の域内市場担当欧州委員の名前からボルケシュタイン指令と呼ばれることがある。

8) Registration, Evaluation, Authorisation of Chemicals（化学品の登録、評価、認可）の略。本指令案の概要については外務省ホームページ（[http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/docs/kagaku\\_kisei.doc](http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/eu/docs/kagaku_kisei.doc)）などが参考になる。

意しつつ、環境及び健康の保護の懸念と、競争力の推進を両立するようなものでなければならない。

(vii) 欧州理事会は、欧州委員会による社会アジェンダに関するコミュニケーション<sup>9)</sup>を歓迎する。また、加盟国は、教育の一般水準を上げて早期の就学離脱を削減する努力を強化しなければならず、欧州理事会は、加盟国に対して、生涯学習の機会がすべての者に対して開かれたものとするよう求める。さらに、欧州理事会は、ユーロパスの普及、職業資格の相互承認にかかる指令の2005年までの採択、欧州資格枠組にかかる2006年の指令の採択の重要性を指摘する。

(viii) 持続可能な成長のためには欧州の若者に象徴される人的潜在能力のより一層の活用等が必要であり、このため、欧州理事会は、欧州青少年協定<sup>10)</sup>を採択した。

#### (八) ガバナンスの向上

(i) EU及び加盟国の活動が、成長と雇用に対してより大きな、より現実的な貢献を行うことが重要であり、そのため、以下の3点により簡略化された方法を採用する。

- ・異なる分野間の相乗効果と戦略全体のバランスを尊重しつつ、優先課題の特定を行う。
- ・それらの優先課題の実施を、加盟国の関与を得ながら行う。
- ・加盟国レベルでの戦略の実施・適用においてより良く適用するために調整を行う。

(ii) この新しいアプローチは、本年より開始される3年サイクルのアプロ

---

9) 2005年2月9日に欧州委員会が行った提案 (Communication from the Commission on the Social Agenda [COM(2005)33 final])。

10) 欧州青少年協定において、欧州理事会は、EU及びEU加盟国に対して、雇用、統合及び社会的発展、教育、訓練及び流動性、職業生活と家庭生活の両立の3分野に関する措置を講じるよう要請している。

一チとし、2008年に更新され、以下の段階からなる。

(a) まず、欧州委員会が、概要としての文書である「戦略レポート」(strategic report)を作成する。この戦略レポートは、関連する理事会において議論され、春の欧州理事会で討議される。

(b) 次に、EC設立条約第99条<sup>11)</sup>及び第128条<sup>12)</sup>並びに欧州理事会の結論に基づき、理事会は「統合基本指針」(integrated guidelines)を採択する。同指針は、経済政策基本指針と雇用指針の2つから構成される。経済政策基本指針は、引き続き、すべてのマクロ政策及びミクロ政策に渡るものとなるべきで、また、リスボン戦略の3本柱の一般的・経済的一貫性を確保する。

(c) 統合基本指針に基づき、各加盟国は、国別の状況と要請に応じた「国別改革計画」(national reform programmes)を策定する。各加盟国は、適切な場合には国内リスボン・コーディネーターを任命することにより、国内における調整を強化する。欧州委員会はこれに対応するものとして、「共同体リスボン計画」(Community Lisbon Programme)を策定し、共同体として関わるべき全ての分野をカバーする。

(d) 毎年欧州委員会に提出されるリスボン戦略の進捗状況についての加盟国の報告書は、今や単一の文書に束ねられる。最初のこのような報告書は、

---

11) EC条約第98条「Member States shall conduct their economic policies with a view to contributing to the achievement of the objectives of the Community, as defined in Article 2, and in the context of the broad guidelines referred to in Article 99 (2) The Member States and the Community shall act in accordance with the principle of an open market economy with free competition, favouring an efficient allocation of resources, and in compliance with the principles set out in Article 4. (下線は筆者による)

12) EC条約第128条第2項「On the basis of the conclusions of the European Council, the Council, acting by a qualified majority on a proposal from the Commission and after consulting the European Parliament, the Economic and Social Committee, the Committee of the Regions and the Employment Committee referred to in Article 130, shall each year draw up guidelines which the Member States shall take into account in their employment policies. These guidelines shall be consistent with the broad guidelines adopted pursuant to Article 99(2)」(下線は筆者による)

2006年秋に提出される。

(e) 欧州委員会は、リスボン戦略の三本柱の実施状況についての年次報告を作成する。欧州委員会の評価に基づき、欧州理事会は、毎春、進捗状況の評価を行い、要すれば、統合基本指針の修正を行う。

(f) 経済政策基本指針については、現行の多国間監視システムが適用される。

(iii) 3年のサイクル末に、統合基本指針、国別改革計画、共同体リスボン計画は、戦略レポートに始まる上述の手続きにしたがって更新される。2005年は、4月から本結論文書に従って欧州委員会が作成する統合基本指針に基づきサイクルを開始する。各加盟国は、2005年秋までに国別改革計画を策定することが求められる。

### (3) 持続可能な開発

欧州理事会は、リスボン戦略を持続可能な開発の必要性というより大きな文脈に位置付けることを再確認し、次回6月の会合で「持続可能な開発の基本原則に関する宣言」を採択することについて合意した。この宣言は、2001年のヨーテボリ欧州理事会の際に採択された持続可能な開発戦略の見直しの基礎となるものであり、新たな戦略は2005年末までに採択される予定である。

### (4) 気候変動

(イ) 欧州理事会は、気候変動が環境、経済、社会面において世界規模の重大な否定的影響をもたらす可能性があることを認識し、気候変動枠組条約の目標を達成するため、地球の年間平均気温の上昇幅が、工業化前の時代に比して2を超えてはならないことを確認する。また、欧州理事会は、京都議定書の発効に対して大きな満足の意を表明し、特にロシア共和国が同議定書を批准したことを祝福する。

(ロ) 欧州理事会は、「地球の気候変動の克服」と題する欧州委員会のコミュニケーションを歓迎し、欧州委員会に対してCO<sub>2</sub>の削減戦略の利点と費用に

関する分析を行うよう要請した。また、欧州理事会は、国際交渉を進めていく推進力を与えるとのEUの確固たる意思を強調した。このため、2012年以降の枠組みに関するオプションを検討し、気候変動に対する中期及び長期のEU戦略を準備すべきである。また、今後数十年、共通であるが異なる責任の原則に従った世界的な努力が必要とされており、EUは、先進国グループについては今後2020年までに15%から30%の排出削減を、またそれ以降は前回の環境相理事会の結論に沿った削減を目指すべきであると信じている。また、費用対効果のよい排出削減措置を推進すべきである。

## （５） ITER

欧州理事会は2005年末までに欧州サイトでITERの建設を開始する必要性を強調し、欧州委員会に対し、特に7月より前に国際的合意を完了させることにより、この目標を達成するため、あらゆる努力を傾注することを要請する。

## （６） 2005年9月の国連サミットに向けた準備

（イ）「より大きな自由に向けて：全ての人々の安全、開発と人権のために」と題する3月21日の国連事務局長報告<sup>13</sup>は、ミレニアム宣言及び国連の主要会議のフォローアップを行う本年9月の国連サミット準備にとって重要な貢献をなすものであり、欧州理事会はその発表に敬意を表する。欧州理事会は、EUが国連全般、そして特にサミットの準備において主要な役割を果たす断固たる決意を有していることを再確認した。EUは、このプロセスによって、開発、安全保障及び人権問題に対する共通の回答が作られるべきであると確信している。

（ロ） 欧州理事会は、欧州委員会とEU理事会に対し、様々な議題について自らの立場を固め、今後の議論においてEUが積極的な役割を果たせるように、

---

13) 欠乏からの自由（開発）、恐怖からの自由（平和と安全）、尊厳をもって生きる自由（法の支配と弱者の保護）、国連強化（国連の機構改革）の4分野に関する報告書。原文は <http://www.un.org/largerfreedom/> にて参照可能。

特に開発分野の様々な要素に関する作業を加速するよう要請する。

(八) 欧州理事会は、2005年におけるアフリカの重要性を強調する。欧州理事会は、ミレニアム開発目標の見直しへの実質的な貢献を行い、アフリカ大陸におけるEUの支援強化を目指した提案を迅速に提出しようとする欧州委員会の意思を歓迎する。この文脈において、欧州理事会は、アフリカに関する欧州委員会の最新の報告書に留意した。

(二) 欧州理事会は、2005年9月の国連サミットにおいて大胆かつ均衡のとれた結果を達成するべく立場の収斂に向けた推進力を与えるために、EUが構造的関係を維持する国々とあらゆるレベルにおいて対話プロセスが継続され強化されることを希望する。

## (7) レバノン

(イ) 欧州理事会は、レバノンに関する2005年3月16日理事会結論をエンドースし、国連安全保障理事会決議1559の重要性を想起しつつ、国連事務総長特使のミッションへの完全な支持を表明する。

(ロ) 欧州理事会は、シリアに対し、全ての軍隊及び諜報部員をレバノンから撤退させるというシリア大統領による3月12日のコミットメントを早急に実施するよう要請する。撤退は完全かつ予定通りに実施されなければならない。

(ハ) 欧州理事会は、新政府が早急に組閣されレバノン国民全ての利益のために行動し得ることを希望する。かかる政府は、憲法に則り、また外部干渉を受けず、決められた期限内に、自由で透明性の高いかつ均衡のとれた選挙を組織し得る体制となるべきである。EUは選挙プロセスを注視するとともに、いつでも支援を提供する用意がある。

## 3. 評価

### (1) 総論

今回の欧州理事会は、本年前半のルクセンブルク議長国の下で行われた初め

ての欧州理事会であったが、重要課題は専らリスボン戦略の中間見直し及び安定・成長協定の見直しであり、その両方について結論文書に示されたとおりの一定の合意が達せられた。その一方で、ルクセンブルク議長国期間中のもう一つの重要課題であり、次回6月の欧州理事会での政治合意が目標とされている2007年から2013年の次期中期財政見直しに関する議論には進捗は見られず、とりわけ拡大により域内経済格差の拡大したEUにおける予算関連の政策決定の困難さを改めて示していると見ることができよう。

## （2）議論過程における加盟国の内政的要因

### （イ）安定・成長協定の見直し

安定・成長協定の見直しについては、昨年9月の欧州委員会コミュニケーション<sup>14)</sup>においてその基本的方向性が示され、その後約半年間かけて議論が行われてきたが、欧州理事会の直前になっても依然として加盟国間の交渉は難航していた。最終的には20日に深夜まで行われた経済・財務相理事会において合意に達し、今回の欧州理事会において首脳レベルの承認を得た。今回の見直しは、安定・成長協定を経済合理性に適った形で運用するという観点から行われ<sup>15)</sup>、好況時に財政再建努力を行うべきとするなど財政規律を強化する予防的措置が盛り込まれているものの、欧州理事会において論点となった赤字是正期限の延長や一定の「関連する要素」を考慮することなどといった財政規律を

---

14) “Strengthening economic governance and clarifying the implementation of the Stability and Growth Pact” (COM(2004)681)

15) 3月22日の欧州理事会第一セッションに続いて行われた夕食会の終了後にユンカー・ルクセンブルクEU議長国首相及びパロゾ欧州委員長によって行われた共同記者会見の場で、ユンカー首相は「20日に行われたユーログループ及び拡大ユーログループ会合における安定成長協定の見直しに関する合意について、基本的に今次欧州理事会においてエンドースすることが決定された。いくつかのコメントが各国首脳より出されたが、それは安定成長協定の見直しに関する合意に向けた議長国の努力に対する感謝の気持ちであった。この見直しは、景気循環等を考慮に入れ、経済的に合理的な形で安定成長協定を運用することを目的としているものである。」と述べている。

緩和する措置も導入されている点が注目される。

「関連する要素」に関し、ドイツは「東西統一のコスト」をいわゆる3%ルールを考慮する際の要素として盛り込むよう強硬に主張していたが、最終的には欧州統一のコストという抽象的な項目として残るに止まった<sup>16)</sup>。これはドイツのシュレーダー政権としては、2005年についても財政赤字が3%を超過するとの結果が来年の「欧州委員会の春の経済見通し」で明らかとなった場合、欧州委員会は何らかの措置を検討せざるを得ず、こうした事態は来年の9月に予定されているドイツの連邦議会選挙に悪影響を与えることを懸念したことが背景であると見ることができよう<sup>17)</sup>。他方、こうしたドイツの動きとは逆に、ベネルクス諸国は財政規律を重視する立場を取っており、今回の見直しは決して財政規律緩和を意味するものではないとして、同趣旨の共同声明<sup>18)</sup>を発表している。

#### (ロ) リスボン戦略の中間見直し

リスボン戦略の中間見直しに関しては、昨年発表されたコック・レポート<sup>19)</sup>を踏まえ、欧州委員会は成長と雇用に重点を置いた優先分野の絞り込み及びガバナンスの向上による加盟各国における改革の促進を目指した提案<sup>20)</sup>を行っ

16) 結論文書に附属された経済・財務相理事会の報告書3.3の第2パラグラフ末に「notably the unification of Europe if it has a detrimental effect on the growth and fiscal burden of a Member State.」との記述がある。ただし、この記述に関しては、ドイツ統一のコストを実際に対象とするのか、あるいはその他いかなる事象を対象とするのかについては解釈にばらつきがある(例えば、Bulletin Quotidien Europe No.8913(2005.3.22)を参照)。

17) その後、5月22日、ドイツのノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙でシュレーダー首相の所属する社会民主党(SPD)が大敗したことを受け、同首相は本来2006年に予定されていた総選挙を1年間前倒しで行いたい旨発表した。

18) 3月22日に発表された安定・成長協定に関するベネルクス諸国の声明([http://www.eu2005.lu/en/actualites/documents\\_travail/2005/03/22benelux/index.html](http://www.eu2005.lu/en/actualites/documents_travail/2005/03/22benelux/index.html))にて参照可能。

19) 2004年11月3日に発表された報告書。<http://europa.eu.int/growthandjobs/pdf/2004-1866-EN-complet.pdf>にて入手可能。

20) 前掲注7参照。

ていた。前者については、今回の中間見直しにより「成長と雇用のためのパートナーシップ」との副題が付けられていることに象徴されるように、成長と雇用に重点を置いていると見ることができる一方で、同戦略と不可分の一体をなすサービス指令に関して欧州社会モデルへの言及を行うなど、同戦略の社会的側面、環境的側面も重要であるとされており、結果的にはリスボン戦略の三本柱（経済、社会、環境）は維持されていると見ることも可能な形となっている。

これは、リスボン戦略の進捗のためには各加盟国の主体性ないし当事者意識が重要であり、欧州委員会としてはこうした認識に基づいて提案を行ったものの、欧州憲法条約の批准についての国民投票を控えた仏といった主要国が国内政治情勢を理由として社会、環境的側面を蔑ろにすることに強硬に反対した、言わば妥協の結果であるとするのが可能である<sup>21)</sup>。

他方で、後者のガバナンスの向上に関しては、EU及びEU加盟国の役割を明示し、欧州委員会と加盟国政府との相互連関に基づく実施メカニズムが採用されたことは注目されてよい。EUの政策決定におけるEU（主に欧州委員会）と加盟国との相互連関はすべての政策分野に共通するものではあるが、今後リスボン戦略の実施プロセスについては、欧州委員会だけではなく各加盟国における取組みについても今まで以上に注視が必要である。

---

21) シラク・フランス大統領は、サービス指令案に対する完全な反対を表明するとともに、あらゆる角度からの見直しを主張していた。また、同大統領によれば、欧州理事会における議論においても独を始めとする多くの加盟国が右見解を共有しており、同指令案の早期成立に好意的な英国、オランダ、フィンランド等と立場を完全に異にしている（Bulletin Quotidien Europe No.8915(2005.3.24)などを参照）。さらに、欧州理事会終了後の議長国記者会見の場で、バローゾ委員長は同指令案は通常の立法手続きに従って必要な修正を行うのみであると指摘していたのに対し、シラク大統領は、欧州理事会終了後の単独記者会見の場で同指令案は「新たな指令」になると指摘していたように、フランスとしては対国内向けの説明として欧州社会モデルを堅持したという成果をアピールする必要があったと見ることができる。

#### 4. 結 語

以上述べたとおり、今回の欧州理事会では、安定・成長協定及びリスボン戦略の見直しという重要案件について一定の合意に達することはできたものの、その過程において仏及び独といった主要国が内政的理由によって欧州委員会の諸政策ないし他のEU加盟国と激しく対立するとの構図は、仏独が統合の推進役として数々の困難な時期を乗り越えてきたEU統合の歴史を勘案するに、今後数年間のEU統合が直面する諸課題への対応を分析する上で大きく注目する必要があるであろう。

なお、最後に、前稿で触れた欧州理事会の議論形式に関し、今回の欧州理事会においても前回と同様に夕食会における非公式な意見交換が活用されたほか、欧州理事会の準備作業における総務・対外関係理事会及びコレパールの役割も、実際の議論が安定・成長協定及びリスボン戦略の見直しの特定の論点に集中したことが示すとおり、引き続き重要であった点を付言しておきたい。

Keio Jean Monnet Workshop for EU Studies  
EU Document and Analysis

## Outcome of the European Council of March 2005

BABA Ryuji

The European Council held in March 2005 is marked by the revision of the Stability and Growth Pact and the mid-term review of the Lisbon Strategy, while its Conclusion also deals with sustainable development, climate change, ITER, preparation for the UN Summit in September 2005 and Lebanon, together with the European Youth Pact as annex.

Luxembourg has three important issues to be handled under its 6 months presidency. These are the revision of the Stability and Growth Pact, the mid-term review of the Lisbon Strategy and the political agreement on the Financial Perspective for 2007-2013. The Luxembourg Prime Minister managed to reach an agreement on the former two issues, which should be qualified as a success to some extent, however, the fact that the EU25 could not make any progress on the issue of the Financial Perspective demonstrates the difficulty in making a decision on budgetary issues for the enlarged EU where there is an increasingly wider economic gap.

The analysis of the process toward the agreement on the two important issues under the Luxembourg presidency reveals that the political situation of the Member States has become increasingly influential in making a decision at the EU level.

With regard to the revision of the Pact, the issue of “ all other relevant factors ” was focused on by the German government which insisted on including the cost of its unification in order, partly and possibly, to avoid some eventual measures taken by the Commission against more than 3% of

the budgetary deficit. The Benelux countries issued a communique which emphasises the importance of the budgetary discipline. Concerning the mid-term review of the Lisbon Strategy, the result of the review, which maintained the 3-pillar structure of the Strategy, can be considered as a compromise on the part of the Commission and some Member States such as France which, with a referendum on the Constitution for Europe in May, was a strong opponent to the Commission's proposal which put emphasis on the economical aspect of the Strategy.

Looking back into the history of the European integration led by France and Germany, this situation, where the major Member States like these two countries are opposing the European Commission as well as other Member States for the internal political reasons, should be remarked upon in light of analysing a trend of the EU policy in coming years.